

部活動全体計画

1. 部活動の基本原則

同好の生徒が学年・学級の枠を離れて、主体的・積極的に多様な活動を展開する中で、個人または集団の技能を向上させ、友好的な人間関係を学び、豊かな人間形成を図れるようにする。また、顧問は常に部員を掌握し、指導・援助する。

2. 宇都宮市における部活動のねらい（市部活動指導方針より）

- (1) 生涯を通して実践できるスポーツ・文化活動に関する知識や技能の習得を図り、生涯学習の基礎を培う。
- (2) 友達や異学年の生徒・顧問等との関わりを通して、豊かな人間関係を構築し、社会性や協調性を身に付ける。
- (3) 自主的・自発的にスポーツ・文化活動に取り組み、自己の目標に向かって努力することにより、強い精神力や忍耐力を身に付ける。

3. 本年度の部活動

- ① 部活動 : 運動部 … 9 部活
文化部 … 2 部活
- ② 特設部活動：中体連主催の大会に出場する希望があった場合に、臨時に設置する部活動。
・バドミントン ・陸上競技 ・ソフトボール・器械体操・水泳 等

4. 部活動の顧問について（※互いに協力して運営にあたる）

安全面、生徒指導面、顧問の負担の度合い等を考慮して、各部活動に 2 名以上の顧問が入ることを基本とするが、顧問の経験年数や地域指導者の有無などを考慮して総合的に判断して決める。

	部 名	顧 問		外部指導者(※引率可)	活動場所	ブロック
1	野 球	鈴木	黒崎		校 庭	校庭 ブロック
2	サッカー	渋井	秋山			
3	男子ソフトテニス	手塚誠	稲毛	※小島	テニスコート	
4	女子ソフトテニス	富田				
5	女子バスケットボール	渡邊誠	長久	※宮本	体育館 2 F	体育館 ブロック
6	男子バレーボール	小川勇	長谷	五月女		
7	女子バレーボール	大橋	小川芽・永井			
8	卓 球	川津	清水		武道場	
9	剣 道	石塚	手塚由	※時		
10	吹奏楽	栖原	岡本	室越	音楽室	
11	美 術	エルヒラリ	星野		美術室	
【特設部活動】		顧 問		【特設部活動】	顧 問	
ソフトボール		星野		陸上競技	清水	
バドミントン		長久		器械体操	岡本	
水 泳		手塚由				

※特設部に関しては、新 1 年生の参加によって増加する場合がありますので、その際には、あらためて顧問をお願いする場合があります。

※新 1 年生の入部状況等によって、年度途中で変更をお願いする場合があります。

【顧問不在時のバックアップ体制について】

顧問全員が不在の時は、原則休止とする。やむを得ない時は、ブロック内で依頼し事故等のない活動内容で実施することができる。

5. 運営の基本

(1) 放課後の活動時間

主に放課後等の時間を利用し、終了時刻については日没時刻等を考慮して定めるものとする。なお、早朝練習を行う場合は、生徒の健康状態等に十分に配慮し、顧問の立ち合いのもと実施するものとする。

部活動実施期間	設定の目安	終了時刻	完全下校時刻
4月 1日 ～ 7月20日	～夏休み	18:30	18:45
8月30日 ～ 9月15日	～宇河新人	18:00	18:15
9月20日 ～ 10月13日	～県新人	17:30	17:45
10月16日 ～ 12月25日	～冬休み	17:00	17:15
1月 9日 ～ 1月31日	～1月末日	17:15	17:30
2月 1日 ～ 3月 8日	～卒業式	17:30	17:45
3月11日 ～ 3月22日	～3月末日	18:00	18:15

※各部活動顧問は、活動を終了時刻内に終了させ、下校指導を行い、生徒に完全下校時刻を守らせる。

(2) 早朝の活動時間

早朝練習を行う場合には、顧問は以下の注意事項を守って実施する。

- ① 7:00～8:00の間に、必要な時間だけ実施することができる。ただし、朝の会は制服で参加すること。また、制服への着替えは活動場所で行い、制服で昇降口を通過すること。
- ② 生徒の健康状態に十分に配慮し、授業に影響しない内容とする。
- ③ 開始時から必ず顧問の立ち合いのもと実施する。

(3) 活動休止・停止

- ① 次の期間は原則として部活動を停止する

- ・定期テスト前3日間

※実力テスト前の活動停止はないが、テスト直前の活動時間が長時間にならないよう、配慮すること。

- ・学校長が部活動の停止が望ましいと認め、命じた期間

例：新型コロナウイルス、インフルエンザ等の感染症の流行

学校行事等の準備のため、十分な時間や場所、安全が確保できないなど

- ② 次の日は、部活動休養日として、原則部活動を休止する。

- ・毎週水曜日（水曜日が祝日で部活動を実施した場合は、翌木曜日）
- ・毎週土曜日または日曜日のどちらか一方
- ・土日が大会等で実施した場合の月曜日

- ③ 長期休業期間

- ・原則、週5日以内とする。

- ③ その他

- ・大会等の理由で、校長の許可のもと活動日を増やすまたは活動時間の延長をする場合、大会後に十分に休養日を設けること。
- ・顧問の都合により部活動を行わない日があるが、これは各部の計画表で周知する。
- ・計画を変更する場合は、できるだけ早く生徒、職員に周知する。

(4) 部活動における生徒組織

各部ごとに原則として部長 1 名・副部長 1～2 名を選出する。

(5) 部活動計画表

部活動の活動計画を前月 25 日（25 日が土日、祝日の場合は次の月曜日）までに作成し、係に提出する。その後、学校長の承認を得る。また、各家庭の予定が立てやすいように、活動予定表を早めに生徒に配布する。対外試合の許可については、部活動計画表をもって、学校長の許可を得るものとする。

(6) 部員名簿

「入部届」が提出され次第、学級担任がスズキ校務へ入力を行う。

6. 部活動加入について

(1) 新年度入部手続きの流れ（別紙「年度当初の部活動の手続きについて」参照）

① 「部活動入部届」（以下「入部届」）を始業日に配付する。

（1 年生は入学式当日、2・3 年生は始業式当日）

② 生徒は「入部届」を学級担任に提出。

1 年生：入学から 2 週間以内 2・3 年生：始業から 1 週間以内

③ 学級担任は、「入部届」を確認後、速やかに各部活動顧問（各部活動ごとのクリアファイル）に提出する。このとき、学級担任は、入部希望者に関することで、部活動顧問に報告すべきことがあれば報告をする。

④ 各部活動顧問は「入部届」を受理し、問題がなければそのまま校長による承認となる。なお、入部希望者に何らかの問題が認められる場合には、部活動顧問は速やかに副校長または校長に相談し、指示を仰ぐ。

※特設部活動については審議の上、加入の承認をする。

⑤ 1 年生は、入学後 2 週間程度（令和 5 年 4 月 21 日（金）まで）を仮入部期間とする。

※仮入部期間中の 1 年生は、17 時 15 分活動終了、17 時 30 分完全下校とする。

(2) 年度途中の入部手続き

※新年度入部手続きの流れに準じる。

※「入部届」を学級担任にもらい、手続きを進める。ただし、途中入部希望者の内、他の部活動からの転部にあたる生徒は、「部活動退部届」が承認されなければ、「入部届」を申請できない。

(3) 部活動加入の期間（入部期間）

「入部届」が顧問に提出され、承認された日から、次年度の「入部届」提出締切日まで。

(4) 兼部について

兼部については原則として認めない。ただし、冬季部活動（スケート・スキー）に関しては例外とする。

(5) 退部について

年度途中で退部の申し出があったとき、部活動顧問は担任にも報告すること。その結果、やむを得ない理由による退部の意志が認められた場合には、本人と保護者の意志を必ず確認すること。「部活動退部届」を提出させる。

年度当初に、昨年度入部していた部活動の「入部届」が提出されないときは、部活動顧問が本人に確認し、退部の意思がある場合は、上記と同じ手順を踏むこと。

(6) 引退後の 3 年生の部活動参加について

進路が決定した生徒から部活動参加についての申し出があったとき、学級担任、学年主任、部活動顧問で検討し、校長の許可得て参加することができる。

7. 部活動の開始にあたって

(1) 保護者会の実施

顧問は、年度始めに保護者会を開催し、活動方針等について共通理解を得るとともに、協力を得られるように心がける。(資料を配付する際は、事前に起案をすること。)

(2) 保護者会長について

保護者会の会長を決めていただく。(選出にあたっては、基本的に保護者におまかせし、顧問は助言等を行う。)保護者会長はPTAの運営委員会に出席する。

(3) 部活動推進会議について

年間3回程度、部活動顧問による部活動推進会議を実施して、年度当初の取り決め事項の確認や点検、問題点の報告、相談等を行う。

(4) 顧問の決定について

各部活動の顧問決定は、学校の実情をもとに職員の希望を加味して、担当者が原案を作成し、年度当初の職員会議で決定する。

(5) 各部活動経営方針について

顧問は年度当初に部活動経営方針を作成し、部活動係に提出をする。部活動係は起案・承認後に中学校ホームページに「各部活動経営方針」と「部活動全体計画」を掲載する。

8. 部員募集停止および廃部について

次年度以降の生徒数の減少や、教員の配置数の変更、各部の大会参加等の活動状況などから、活動に支障をきたす状況になった場合、廃部(募集停止)の決定を次のように行い、小学校6年生の中学校訪問までに各小学校に連絡する。

【廃止検討規準】

- ・ 2年連続で、新人戦及び3年生引退後のコンクール等に団体として出場できない場合。
- ・ 所属生徒の減少により、日常の活動に支障が出る場合。
- ※ 入部希望調査の結果、大会参加可能人数を上回らなかった場合、その部を希望してきた生徒には他の部に移って活動することを認め、その状況によって、その部は活動を行わない場合がある。
- ※ 他校とともに合同チームとして大会等に参加できる場合は、その部活動を継続して設置することができる。